

離婚後共同親権について知る

ーよりよい選択を支援するためにー

父母が離婚した後も子どもの利益を確保することを目的として、子どもを養育する親の責務の明確化や、親権、養育費、親子交流などに関するルールを見直した民法等改正法が2026年4月から施行されました。

今回は、DV被害者支援の視点から、法改正のポイントや支援の際のアドバイス等についてお話しいたします。

講 師 弁護士法人雪うさぎ法律事務所
弁護士 倉持恵氏

日 時 10月23日（金）13：30～15：00

形 式 対面開催※リアルタイム（zoom）で配信も行います。
場 所 福島県男女共生センター 4階 第2研修室
（二本松市郭内1丁目196-1）

対 象 関心のある方

定 員 50名

参加費 無料

申込方法 下記QR、または、当センターHPの申込フォーム、
裏面の申込書にて、郵送・持参・FAXにて申込可
※申込締切：令和8年10月16日（金）

託 児 無料託児あり（先着3名まで）

※託児申込締切：令和8年10月9日（金）

主 催 福島県男女共生センター

問合せ・申込み先

福島県男女共生センター 事業課

電話：0243-23-8304 FAX：0243-23-8314

e-mail：fukushimagec@gmail.com



お申込みはこちら

令和8年度 男女間における暴力の防止と被害者支援事業

「離婚後共同親権について知るーより良い選択を支援するためにー」参加申込書

■ご記入いただく個人情報は、参加者の決定・連絡・通知・名簿の作成・講座イベント等の情報提供以外に使用することはありません。

■天災その他不可抗力等により、講座実施が不可能になった場合は、講座を中止することがあります。その後の対応につきましては、後日の振替開催やオンデマンド配信などに代えさせていただく場合、あるいは代替なしの場合がございます。ご了承ください。

ふりがな					参加方法 (必須) (希望に○)		対面 ・ オンライン	
氏 名 (必須)								
メールアドレス (必須)	※お持ちでない場合は「なし」とご記入ください。				年齢 (例) 10代		代	
電 話 (必須)	— —		職 業					
連絡先 住 所 (必須)	〒 —							
倉持先生への 質問事項								
託児	(ふりがな) 名前	()	年齢	歳 月	性別		託児に 関する ご連絡	
締切 R8.10.9(金)	(ふりがな) 名前	()	年齢	歳 月	性別			

注1：1歳～就学前までのお子さんをお預かりします。1歳未満のお子さんについてはご相談ください。

注2：お薬を飲んでいる、または具合の悪い(発熱、感染症疾患等)お子さんはお預かりできません。

注3：お申込の方には後日詳細をお知らせしますので、住所等ご記入もれのないようにお願いします。

倉持恵弁護士プロフィール

平成18年早稲田大学大学院法務研究科卒業、平成19年弁護士登録、令和3年弁護士法人雪うさぎ法律事務所開所。

(主な所属団体)

日本労働弁護団全国常任幹事、反貧困ネットワークふくしま事務局長。

(過去の主な役職)

福島県弁護士会両性の平等に関する委員会委員長、福島県男女共同参画審議会委員、福島県女性のための相談支援センター女性相談支援専門員、子どもの権利に関する委員会委員長、福島県社会福祉審議会委員。



■駐車場について

センター駐車場は台数が限られておりますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。センター駐車場が満車の場合は、霞が城公園の駐車場をご利用いただけます。